

公益財団法人 ローム ミュージック ファンデーション
役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 ローム ミュージック ファンデーション（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、毎月の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2. 前項のほか、役員等に対して、理事会、評議員会での議案審議に対して報酬を支払うことができる。
3. 役員等の退任に当たっては、当該役員の前任期に応じ退職手当を支払うことができる。
4. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事及び監事の報酬総額は、別表1「年間報酬総額」に定める金額以内とし、各役員等に対する報酬等の額は、別表2から別表6に定める金額を限度として、評議員会において決定する。

(報酬等の支給日)

第5条 第3条第1項に規定する報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の営業日でない時は、その直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。

なお、当該報酬は、1月から6月分を6月25日に、7月から12月分を12月25日に支払うことができるものとする。

2. 第3条第2項に規定する報酬は、役員等の理事会及び評議員会の都度支払うものとする。
3. 第3条第3項に規定する退職手当は、退任後速やかに支払うものとする。
4. 第3条第4項に規定する報酬は、監査の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 各別表（別表1を除く。）に定める報酬等の金額は、法令の定めるところにより控除すべ

き金額を控除した後の金額とする。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附則 この規程は、この法人が公益財団法人への移行の認定を受け、移行の登記をした日から施行する。

改正 平成24年2月16日
平成31年2月20日（平成31年4月1日施行）
2021年2月20日

別表1 年間報酬総額

理事総額9,000,000円(退職手当を除く)
監事総額2,000,000円(退職手当を除く)

別表2 第3条第1項に規定する役員等に対する報酬の限度額

理事長 月額一人 50,000円
常務理事 月額一人 50,000円
理事(理事長及び常務理事を除く。)、
監事及び評議員 月額一人 10,000円

※新たに就任した場合には当該就任月分から、退任した場合には当該退任月分まで支給することができるものとする。

別表3 第3条第2項に規定する理事会、評議員会での議案審議に対する報酬の限度額
理事会、評議員会審議の都度 一人50,000円

別表4 第3条第3項に規定する役員等の退任に対する退職手当の限度額
一人 500,000円

別表5 第3条第4項に規定する監事の監査に係る報酬の限度額
一回あたり一人 50,000円

変更した時は内閣府への届出が必要

役員等の報酬等及び費用に関する規程

改正履歴

< _____ : 追加、変更内容 >

改正日	改正理由
2021年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・職務権限を考慮し、理事長の毎月の職務執行の対価を増額する。 ・会議の出席に対する報酬を無くし、理事会・評議員会での議案審議に対する報酬とする。この考え方の変更に伴い、書面審議も報酬の対象とする。報告事項のみの場合は報酬を支給しない。 ・打ち合わせの都度支給していた報酬は毎月の職務執行の対価に含まれているものとして支給しない。
改正後	改正前
<p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 役員等には、毎月の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、役員等に対して、理事会、評議員会 <u>での議案審議に対して</u> 報酬を支払うことができる。</p> <p>3. 役員等の退任に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支払うことができる。</p> <p>4. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。</p> <p>(報酬等の支給日)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の営業日でない時は、その直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。</p> <p>なお、当該報酬は、1月から6月分を6月25日に、7月から12月分を12月25日に支払うことができるものとする。</p> <p>2. 第3条第2項に規定する報酬は、役員等の理事会 <u>及び</u> 評議員会の都度支払うものとする。</p> <p>3. 第3条第3項に規定する退職手当は、退任後速やかに支払うものとする。</p>	<p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 役員等には、毎月の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、役員等 <u>(常務理事を除く。)</u> に対して、理事会、評議員会 <u>その他の会議及び打合せへの出席の都度</u>、報酬を支払うことができる。</p> <p>3. 役員等の退任に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支払うことができる。</p> <p>4. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。</p> <p><u>5. この法人の定款第20条、第21条、第37条及び第38条に定める事項を実施した場合は報酬を支給しない。</u></p> <p>(報酬等の支給日)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の営業日でない時は、その直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。</p> <p>なお、当該報酬は、1月から6月分を6月25日に、7月から12月分を12月25日に支払うことができるものとする。</p> <p>2. 第3条第2項に規定する報酬は、役員等の理事会、<u>評議員会及び打合せへの出席</u>の都度支払うものとする。</p> <p>3. 第3条第3項に規定する退職手当は、退任後速やかに支払うものとする。</p>

<p>4. 第3条第4項に規定する報酬は、監査の都度支払うものとする。</p> <p>別表1 年間報酬総額 理事総額 <u>9,000,000円</u> (退職手当を除く) 監事総額 <u>2,000,000円</u> (退職手当を除く)</p> <p>別表2 第3条第1項に規定する役員等に対する報酬の限度額 理事長 月額一人 <u>50,000円</u> 常務理事 月額一人 50,000円 理事(理事長及び常務理事を除く。)、 監事及び評議員 月額一人 10,000円 ※新たに就任した場合には当該就任月分から、退任した場合には当該退任月分まで支給することができるものとする。</p> <p>別表3 第3条第2項に規定する<u>理事会、評議員会での議案審議に対する</u>報酬の限度額 <u>理事会、評議員会審議の都度</u> 一人50,000円</p> <p>別表5 第3条第4項に規定する監事の監査に係る報酬の限度額 <u>一回</u>あたり一人 50,000円</p>	<p>4. 第3条第4項に規定する報酬は、監査の都度支払うものとする。</p> <p>別表1 年間報酬総額 理事総額 <u>7,000,000円</u> (退職手当を除く) 監事総額 <u>1,000,000円</u> (退職手当を除く)</p> <p>別表2 第3条第1項に規定する役員等に対する報酬の限度額 理事長 月額一人 <u>25,000円</u> 常務理事 月額一人 50,000円 理事(理事長及び常務理事を除く。)、 監事及び評議員 月額一人 10,000円 ※新たに就任した場合には当該就任月分から、退任した場合には当該退任月分まで支給することができるものとする。</p> <p>別表3 第3条第2項に規定する<u>役員等の会議出席等に係る</u>報酬の限度額 <u>出席の都度</u> 一人50,000円</p> <p>別表5 第3条第4項に規定する監事の監査に係る報酬の限度額 <u>一日</u>あたり一人 50,000円</p>
改正日	改正理由
平成31年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・規程名の整理を図る。 ・報酬等を支給する対象を変更し、報酬等と謝金の取り扱う範囲を明確にする。 <p>⇒第3条第1項及び第2項に規定する事項以外は謝金規程を適用することとし第3項を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理を図る。
改正後	改正前
<p>(規程名) 役員等の報酬等<u>及び</u>費用に関する規程 (報酬等の支給) 第3条 役員等には、毎月の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。 2. 前項のほか、役員等(常務理事を除く。)に対して、理事会、評議員会その他の会議及び打合せへの出席の都度、報酬を支払うことができる。 <u>3. 役員等の退任に当たっては、当該役員</u>の任期に応じ退職手当を支払うことができる。</p>	<p>(規程名) 役員等の報酬等<u>並びに</u>費用に関する規程 (報酬等の支給) 第3条 役員等には、毎月の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。 2. 前項のほか、役員等(常務理事を除く。)に対して、理事会、評議員会その他の会議及び打合せへの出席の都度、報酬を支払うことができる。 <u>3. 役員等には、前2項に定める事項のほか、</u> <u>専門的知識、情報の提供、その他この法人のために</u>行なった行為に対して報酬</p>

4. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

5. この法人の定款第20条、第21条、第37条及び第38条に定める事項を実施した場合は報酬を支給しない。

(報酬等の支給日)

第5条 第3条第1項に規定する報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の営業日でない時は、その直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。

なお、当該報酬は、1月から6月分を6月25日に、7月から12月分を12月25日に支払うことができるものとする。

2. 第3条第2項に規定する報酬は、役員等の理事会、評議員会及び打合せへの出席の都度支払うものとする。

3. 第3条第3項に規定する退職手当は、退任後速やかに支払うものとする。

4. 第3条第4項に規定する報酬は、監査の都度支払うものとする。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

別表1 年間報酬総額

理事総額 7,000,000円(退職手当を除く)

監事総額 1,000,000円(退職手当を除く)

別表4 第3条第3項に規定する役員等の退任に対する退職手当の限度額

一人 500,000円

を支払うことができる。

4. 役員等の退任に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当を支払うことができる。

5. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

6. この法人の定款第20条、第21条、第37条、第38条に定める事項を実施した場合は報酬を支給しない。

(報酬等の支給日)

第5条 第3条第1項に規定する報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の営業日でない時は、その直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。

なお、当該報酬は、1月から6月分を6月25日に、7月から12月分を12月25日に支払うことができるものとする。

2. 第3条第2項に規定する報酬は、役員等の理事会、評議員会及び打合せへの出席の都度支払うものとする。

3. 第3条第3項に規定する報酬は、支払いの対象となった行為の都度支払うものとする。

4. 第3条第4項に規定する退職手当は、退任後速やかに支払うものとする。

5. 第3条第5項に規定する報酬は、監査の都度支払うものとする。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

別表1 年間報酬総額

理事 7,000,000円(退職手当を除く)

監事 1,000,000円(退職手当を除く)

別表4 第3条第3項に規定する役員等の報酬の限度額

一回あたり一人 50,000円

別表5 第3条第4項に規定する役員等の退任に対する退職手当の限度額

一人 500,000円

別表 5 第3条第4項に規定する監事の監査に係る報酬の限度額
一日あたり一人 50,000円

別表 6 第3条第5項に規定する監事の監査に係る報酬の限度額
一日あたり一人 50,000円